

【地域包括支援センター】

三宅町から業務委託を受け、地域包括支援センター（以下包括）を運営し、高齢者の健康の保持や生活の安定のため、相談対応や事業の実施、継続支援を包括的に実施します。

近年、三宅町では相談内容も高齢者世帯や独居高齢者増加に伴い、医療・介護・健康・生活困窮・認知症による生活困難等が複合した相談が増加しており、専門職が専門性を活かし関係機関と連携しながら課題解決に向けて迅速に対応していきます。

高齢者の課題は複合したものが多く、高齢者支援を行う中で、喫緊の課題として、①独居高齢者の増加に伴い、体調変化時や介護状態になった際、家族がいない場合の支援方法。②認知症が進行し、生活困難になった際の専門医療機関受診継続。③介護保険サービスが必要となった際、かかりつけ医がいない場合や本人だけでは受診ができない場合等があり、高齢者が自分らしく在宅で暮らしていけるよう、包括職員と三宅町役場の担当課、医療・介護・福祉等の関係機関と連携しながら以下の事業を実施します。

実 施 事 業	予算額 (円)
<p>I. 総合相談業務</p> <p>高齢者の総合相談窓口として、医療・介護・福祉等の相談対応を行います。</p> <p>1. 総合相談対応</p> <p>医療・健康・介護・認知症・生活全般の相談や困りごとが解決できるよう関係機関と連携しながら迅速に対応します。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none">① 包括窓口・自宅訪問・電話にて対応② 公用携帯保持し、緊急時は夜間休日対応③ 高齢者の体調の悪化等により、医療機関受診が必要と判断した場合は受診同行支援、人命救助が必要な際は救急搬送支援等の実施 <p>2. 出張相談会（みんなの保健室）の実施</p> <p>高齢者が多く来所されると予測される年金振込日のATM付近やサロン、運動活動をされている場である公民館等へ出向き、包括事業周知を含めて総合相談の対応します。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none">① ATMへは偶数月（年金振込日）に実施② 各地域へは運動やサロン実施日に同日実施③ 包括事業周知・健康チェック・体測定・高齢者に関するパンフレットの配布・介護と健康の試供品配布等	50,000

実 施 事 業	予算額 (円)
<p>II. 権利擁護業務</p> <p>家族や医療・介護サービス等の支援だけでは生活が困難な状況にある高齢者を線的視点から支援を実施します。</p> <p>1. 成年後見制度利用支援</p> <p>認知症や判断能力低下等で財産管理が不十分になった場合の成年後見制度が円滑に利用できるよう、申し立て支援を実施します。</p> <p>【実施内容】</p> <p>① 地域住民や関係機関から相談を受け次第本人と面談し、申し立て支援を実施</p> <p>② 成年後見制度内容の講座を各地域で実施</p> <p>2. 高齢者虐待対応</p> <p>高齢者虐待の相談や報告があった際には緊急性の確認のために町担当課と連携しながら迅速に対応します。</p> <p>【実施内容】</p> <p>① 住民や関係機関からの相談を受け次第、生命の危機的状況か迅速に判断し、場合によっては警察等関係機関と連携しながら対応</p> <p>② 高齢者虐待防止のパンフレットを民生委員や自治会長等に配布し、啓発の実施</p>	30,000
<p>III. 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>地域における包括的・継続的なケアを実現するため、関係機関やケアマネジャーと連携を図り、支援困難ケースの助言や後方支援を実施します。</p> <p>1. 地域ケア会議の実施</p> <p>様々な生活課題のある高齢者の取り巻く状況の情報の共有、課題及び対策について担当ケアマネや多職種にて検討します。</p> <p>【実施内容】</p> <p>年6回(偶数月)実施。ケアマネジャーから困難ケースの依頼があれば随時実施</p>	194,000

実 施 事 業	予算額 (円)
<p>2. 認知症施策の推進</p> <p>認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、疾患の状況に応じて、必要な医療・介護サービス機関等と連携し支援を実施します。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談を受け次第、本人の身体状況確認のため、面談の実施 ② 専門医療機関未受診の場合は本人や家族と面談し、受診支援を実施 ③ 認知症の進行に伴い、徘徊や「行方不明」になる可能性があるると判断した場合は、介護保険サービスでのGPSのレンタルや町が実施する見守りQRコードの活用の案内の実施 ④ 認知症の正しい知識やサポーターを育成する認知症サポーター養成講座を実施（令和5年11月） 	
<p>IV. 介護予防業務</p> <p>日頃から継続して介護予防に取り組むきっかけとなるよう、リハビリ専門職を高齢者が集まるサロンや団体に派遣したり、介護予防教室を実施します。</p> <p>1. 介護予防教室の開催</p> <p>65歳以上なら誰でも参加できる介護予防教室を、難易度別に通年で2コース実施をします。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有酸素運動・筋肉トレーニング・脳のトレーニング・口腔講座・栄養講座を複合させたプログラムを実施 ② 体力自信ありコース（8回/1クール）を年2回 （令和5年4月～7月・令和5年10月～令和6年1月） ③ 体力に自信なしコース（12回/1クール）を年3回 （令和4年4月～6月・令和5年7月～10月・令和5年10月～令和6年1月） ④ 会場まで家族送迎や身体的理由にて自己で来所出来ない方への送迎の実施 <p>2. 介護予防出張講座の開催</p> <p>各団体やサロン活動をされているグループからの依頼にて、介護予防に関する講座を専門講師や包括職員が実施します。</p>	3,238,300

実 施 事 業	予算額 (円)
<p>【実施内容】 運動講座、口腔講座、栄養講座、体力測定、筋肉量測定、各種制度等の講座の実施</p>	
<p>V. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務（ケアマネジャー業務） 要支援認定者が介護予防サービス利用者に対して、在宅で生活を維持するために必要なサービスを身体状況に応じてケアプランを作成します。</p> <p>【実施内容】 三宅町では全利用者の担当ケアマネジャーを外部委託にて実施しているため、適切に介護予防サービスの利用ができているか・ケアマネジメントできているかを、委託先の事業所への声掛けや利用者の状況の聞き取りを定期的に実施</p>	2,917,208